

スローライフ交通教育の会主催シンポジウム

「小樽事件からの社会の課題～悲劇を繰り返さないために」

発言資料(2015年1月24日(土) 於:北海道クリスチャンセンター)

「法社会学の授業実践と福岡飲酒
運転撲滅条例制定の意義・取組み」

小佐井 良太

愛媛大学法文学部総合政策学科

r531mail@ehime-u.ac.jp

本日の発言内容(流れ)

1. 発言者自己紹介
2. 愛媛大学での教育実践について
3. 福岡県における飲酒運転根絶条例制定の
意義と取組み ～交通教育の観点から～
4. まとめにかえて

1. 発言者自己紹介①

➤ 専門分野：法社会学

⇒ 法や裁判の役割と課題の検証に取り組む学問分野。具体的な社会問題の解決に向けて、法的アプローチに基づく分析と提言を行うことも、その役割の一つ。

➤ 飲酒運転問題への取り組み

⇒ 約8年間、飲酒運転死亡事件の被害者遺族に寄り添いつつ、刑事事件の裁判傍聴や被害者遺族に対する聴き取り調査を主とした研究・提言を行う。

* 「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」第4回調整会議（2011年9月開催）への参加と提言。

* 広島県議会予算特別委員会（2013年3月開催）にて、参考人として広島県での飲酒運転根絶条例の制定を提言。

* 福岡県条例の見直しに関する第2回調整会議（2014年10月）にて、条例制定3年後の見直しに関する意見を提言。

1. 発言者自己紹介②

➤ オーストラリア・シドニー大学での在外研究

⇒2013年11月中旬から2014年9月上旬までの約9か月間、NSW州シドニーに滞在。シドニー大学にて、在外研究を行う(「オーストラリアにおける交通事故法制並びに交通事故犯の現状に関する法社会学的研究」)。

* 飲酒運転の現状、飲酒運転対策等をメインに研究。

➤ 科学研究費補助金の採択

⇒2014年度より3年間、「飲酒運転根絶のための刑事政策・法政策に関する法社会学的研究」として科研費採択(「挑戦的萌芽研究」)。今後、主として総合的な飲酒運転対策としての飲酒運転根絶条例の実効性の検討を中心に研究を行う予定。

2. 愛媛大学での教育実践について①

- 【きっかけ】飲酒運転死亡事件被害者遺族の方々との出会い
 - ◆大学生の「イッキ飲ませ」による死亡事件に取り組む中で、「生命のメッセージ展」を知る。
 - ◆東名高速飲酒運転幼児死亡事件の被害者遺族、井上さん夫妻との出会い。
 - ◆福岡「海の中道」事件（2006年8月）の衝撃。「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」が同年9月に福岡で行った街頭署名活動に参加。高石さん夫妻との出会い。
 - ◆上記福岡での署名活動にて、飲酒運転死亡事件被害者遺族・松原道明さん（福岡在住）との出会い。

2. 愛媛大学での教育実践について②

- 松原さんの御子息、和明さんの事件の概要
 - ◆和明さんの乗ったバイクと乗用車の交差点事故。
 - ◆加害者の飲酒運転＋救護義務違反。
 - ◆事故状況を独自に調査、詳細な資料を作成・提出。
 - ◆危険運転致死罪は適用されず、「業務上過失致死＋救護義務違反」罪での起訴。求刑懲役4年に対し懲役2年8月の実刑判決。
 - ◆民事裁判の提訴。ホフマン方式での賠償請求、加害者夫婦の共同不法行為、婚約者の慰謝料、葬儀費用等の問題提起。
 - ◆民事裁判での代理人弁護士解任。

2. 愛媛大学での教育実践について③

- 松原さんに大学での学生向け講演授業を委嘱
 - ◆ 和明さんの事件には、「交通死」をめぐる問題状況、とりわけ、飲酒運転死亡事件をめぐる法や社会の問題状況・課題が凝縮されている。
 - ◆ 学生が、被害者遺族の方と対面する形で、遺族の「声」を直接聴く機会の重要さと教育効果。
 - ◆ 初回は2007年、久留米大学法学部での講義科目「法社会学B」での講演授業（受講者：50名程度）。
 - ◆ 2008年以降、愛媛大学法文学部での講義科目「法社会学」にて毎年、講演授業を松原さんに委嘱（2014年度は1月21日（水）に実施。受講者：80名程度）。

2. 愛媛大学での教育実践について④

➤ 大人数向け講演授業と少人数ゼミでの実践

- ◆「法社会学」の他、担当講義「紛争処理法入門」、「法学入門」でも、「犯罪被害者遺族の『声』を聴く」と題して、大人数向け講演授業を例年、実施。
- ◆松原さん以外にも、松山市在住の「交通死」被害者遺族・徳永順子さん、「交通死」／殺人事件被害者遺族・西川和子さん(いずれも、「生命のメッセージ展」参加家族)に講演授業を委嘱。
- ◆少人数ゼミ「司法演習」にて、松原さん、徳永さん、西川さんを招いて交流。学習成果を踏まえて学生祭にて「ミニ・生命のメッセージ展」を開催(2012年)。

2. 愛媛大学での教育実践について⑤

➤ 講演授業の意義と期待される教育効果

◆ 講演授業のねらいと期待される教育効果

① 学生に同時代の社会問題としての「交通死」& 飲酒運転問題への関心を促し、理解を深めてもらうこと。

② 法を学ぶ学生に対して、机上の解釈論のみに囚われることなく、法や裁判の現実の姿・課題を知り、その果たすべき役割や機能を考えることの重要性を理解させること。

③ 被害者遺族の「声」を傾聴する機会を通して、被害者遺族の心情・置かれた状況について共感的理解を深めること。

◆ 遺族の講演を複数回、聴く機会を持つことの意義。

◆ 少人数での交流を通しての学生の成長と学び。また、交流を通じた遺族への「フィードバック」が持つ効果。

3. 福岡県における飲酒運転根絶条例制定の意義と取組み ～交通教育の観点から～①

➤ 飲酒運転根絶条例制定の意義と必要性

◆ 飲酒運転対策は、地域の政策課題

- 飲酒運転問題は、地域の「安全・安心」に対する重大な脅威。「安全・安心な街づくり」を進める上での政策課題。
- 飲酒運転は、国の法律に基づく刑事処罰に頼るだけでは、根絶に至らない。

◆ 法律を補完する条例独自の意義

- 国レベルの法律とは異なる条例独自の意義。地域独自の取組みで、不十分な国の施策を補完する必要性。

◆ 事後的処罰から未然の防止(予防)へ

- 飲酒運転の根絶には、未然の防止が不可欠。

3. 福岡県における飲酒運転根絶条例制定の意義と取組み ～交通教育の観点から～②

◆飲酒運転根絶「3つの決め手」

- アルコールに対する正しい知識と理解の普及・浸透。
- 「飲酒運転をしない・させない・許さない」規範意識・モラルの涵養と浸透。
- アルコール問題への取組みと介入（治療的・介入的）

* これらの施策に取り組む「制度的枠組み」としての条例。
⇒ 以下、交通教育の側面に絞って、福岡県条例の意義と取組みを紹介、検討する。

3. 福岡県における飲酒運転根絶条例制定の意義と取組み ～交通教育の観点から～③

➤ 福岡県条例の下での教育的施策の位置づけ 「モラルを取り戻す／涵養するための条例」

◆ 2本柱としてのアルコール教育と交通教育

□ 飲酒運転は、「飲酒」と「運転」を切り離すことで、防止が可能。アルコール依存症ないし依存症予備軍(多量飲酒等の問題飲酒)を抱える当事者に対する治療的介入&簡易介入が必要な一方、アルコールの基礎知識を踏まえた交通教育を通じて「モラルによる歯止め」を確立することが必要。

◆ 福岡県条例の下での教育施策

□ 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度(条例第28条)

□ 小・中・高校、大学等における教育(条例第31条及び第26条第2項の規定に基づく「福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画」)

3. 福岡県における飲酒運転根絶条例制定の意義と取組み ～交通教育の観点から～④

➤ 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度

- 飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、事業者等による研修などの機会に対して、飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家を派遣。参加者の飲酒運転撲滅意識の向上を狙いとする。
- アドバイザーは、①飲酒運転事故被害者遺族の他、②飲酒運転事故の現状や交通法規の知識を有し、飲酒運転防止のポイントをアドバイスできる者（警察関係者等）、③アルコール治療の専門家（医療関係者：看護師、保健師等）に委嘱（計28名/2014年）。
- アドバイザーに対する謝礼と交通費を県が負担。

3. 福岡県における飲酒運転根絶条例制定の意義と取組み ～交通教育の観点から～⑤

➤ 条例及び「総合計画」の下での小・中・高・大学等での教育

◆ 学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施。

□ 小・中学校＝命の大切さ&規範意識の育成。

□ 高校＝交通社会の一員としての責任ある行動&飲酒運転撲滅活動に関する教育。

◆ 大学等での入学時オリエンテーションにおける講話等の実施。

□ 大学＝高校の内容＋適切な飲酒行動&メンタルヘルス。

□ 福岡県下の主要な大学・短大等における学園祭での啓発ライブ等の取組み。

3. 福岡県における飲酒運転根絶条例制定の意義と取組み ～交通教育の観点から～⑥

➤ 子どもたちへの教育／子どもたちを通じた大人たちへの教育

◆アドバイザーの一人として、小・中・高校を中心に講演活動を続ける遺族・大庭茂彌さんの考え。

□「子どもたちは、親たちの飲酒運転を制止し、飲酒運転に対する認識や行動を変化させる『要』となり得る存在」

□子どもたちへの学校教育／家庭教育の重要性。

➤ 「飲酒行動是正プログラム」における教育・講習

◆飲酒運転の検挙者に講習の受講を義務付け。

□2014年9月に第1回実施。遺族の一人、山本美也子さんの講演等を含む内容。行動・認知変化を促す機会提供。

3. 福岡県における飲酒運転根絶条例制定の意義と取組み ～交通教育の観点から～⑦

➤ 福岡県条例の課題

- ◆ 条例及び各種施策の認知度向上並びに効果の検証
 - さまざまな啓発活動や講演等の実施により、他県と比べて県民の飲酒運転に対する意識は着実に変化してきている。一方で、条例そのものに対する認知度は、まだまだ低いのが実情。施策の効果並びに実施状況の十分な検証が必要。
- ◆ 「是正プログラム」受講の徹底と受講対象者の拡大
 - 今回の条例見直しでは、受講者の拡大と受講義務の強化に踏み込んでいない。大阪府警による「検挙時の働きかけ」方式を検討すべきか。取消処分者講習との連携の必要性。
- ◆ 県職員、教職員を対象とする教育・講習の徹底。
 - 条例見直し案では、教育従事者の条例並びに「アルコール健康障害対策基本法」の内容理解・周知を求める。加えて職場単位での飲酒運転防止教育・講習機会の拡充が必要。

4. まとめにかえて

- 「社会変革」につながる交通教育の重要性
 - ◆ 飲酒運転根絶のためには、総合的な施策が必要。さまざまなレベルでの交通教育は、アルコール問題への介入と並んで施策の柱と位置づけられる。
- 大学における交通教育の意義と責務
 - ◆ 社会教育と専門分野における教育の架橋。小・中・高校での教育を踏まえ、より高度な教育を提供。
- 条例の下での交通教育の効果的な整備・体系化
 - ◆ 子どもたちへの教育から取消処分者講習まで、多様な交通教育の機会を創出し、連携を図ることの意義。